

発表事項

- 1 支払基金定款の一部変更
- 2 令和2事業年度社会保障・税番号制度会計収入支出予算変更
- 3 審査関係訴訟事件**
- 4 支払基金改革の進捗状況
- 5 第18次審査情報提供（歯科）
- 6 公益代表役員選任の認可
- 7 令和2事業年度医療機関等情報化補助関係特別会計収入支出予算等の一部変更の認可
- 8 令和2年7月豪雨に伴う被災医療機関等の概算請求に係る確定状況
- 9 新潟支部監事監査結果報告
- 10 令和2年7月審査分の審査状況
- 11 令和2年9月審査分の特別審査委員会取扱状況
- 12 令和2年度第5期（8月）分の後期高齢者支援金等収納状況

富町クリニック事件（秋田）の終了等

判決 令和2年9月3日 最高裁 上告棄却（支払基金 勝訴確定）

事件の概要

- 富町クリニックが請求した平成27年6月診療分から9月診療分のうち、甲状腺疾患の患者に対し行ったサイログロブリン検査または甲状腺自己抗体検査について、一部を不相当として減額査定（26事例：37,010円）したことを不服として提訴
- 第1審では原告の主張を認め一部敗訴（5事例：9,956円）の判決であったが、第2審はレセプト傷病名及びカルテに病態を疑う記載がなく必要性は認められないとして、支払基金の主張を認め、敗訴部分を取り消し全面勝訴の判決
- 原告はこれを不服として上告していたが、最高裁が上告を棄却する決定をしたことにより支払基金の勝訴が確定

裁判の争点

- ・ 支払基金は、TSH、FT3、FT4の検査と併せてサイログロブリン、甲状腺自己抗体検査が算定されているが、これらの検査は医学的に必要な患者に施行すべきと主張
- ・ 原告は、それぞれ病態等の診断に必要な検査と主張
- ・ このことから、療養担当規則に基づく医学的な必要性、合理性が認められるかが裁判の争点

TSH・FT4・FT3 : 甲状腺機能マーカー（ホルモン分泌量を測定）
 サイログロブリン : 甲状腺腫瘍の診断、治療経過の判定に重要
 甲状腺自己抗体検査（抗サイログロブリン抗体 : 橋本病、バセドウ病などで陽性、特に橋本病の診断）
 （抗甲状腺ペルオキシダーゼ抗体 : 特に橋本病の鑑別診断、経過観察）

富町クリニック事件（秋田）の終了等

確定内容

- 最高裁上告棄却により、仙台高裁における以下の判断が確定。
 - (1) 第1審被告の控訴に基づき、原判決中、第1審被告の敗訴部分を取り消す。
 - (2) 上記取消部分に係る第1審原告の請求を棄却する。

〈判決の要旨〉

本件検査には、客観的な医学的知見に基づく十分な必要性及び合理性を認めることができないから、原告の主張を採用することはできない。

裁判の経過

- | | | | |
|-----------|-------|-------------|---------------|
| ■ 平成29年2月 | 提訴 | (秋田地裁) | |
| ■ 平成31年3月 | 第1審判決 | (一部敗訴) | 【26事例中 5事例敗訴】 |
| ■ 令和 2年1月 | 第2審判決 | (敗訴部分を取り消す) | 【26事例全て請求棄却】 |
| ■ 令和 2年9月 | 最高裁判決 | (上告を棄却) | 【支払基金の勝訴確定】 |